

# 住宅支援制度「金沢市住宅取得奨励金」フローチャート

奨励金対象区域において自らが居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築（又は購入）する場合に、支援します。

以下、**6項目すべて**に該当

- 建築確認申請提出前である。
- 建築場所が奨励金対象区域  
(まちなか区域<sup>※</sup>・居住誘導区域・地区計画区域等のいずれか)である。  
※近代的都市景観創出区域を除く
- 【申請者について】
- 家屋所有権がある（建物登記の所有者）
- 住宅ローン（10年以上の借入期間・土地購入のみを除く）の契約者である。
- （**交付申請時**）住民票の住所が建築場所である。
- （**交付申請時**）町会に加入している。

NO

交付対象外

YES

移住者

移住者（2項目ともに該当）

- 金沢市外の居住年数3年以上
- 直近の金沢市内居住年数3年未満

YES

交付対象

NO

移住者以外（下記項目に該当）

- (現住所<sup>※</sup>→建築地) 外→内の移動  
居住誘導区域→まちなか  
地区計画区域・まちづくり協定区域→まちなかor居住誘導区域  
奨励金交付対象区域外→まちなかor居住誘導区域or地区計画区域・まちづくり協定区域  
※現住所：3か月以上居住する直近の住所地

YES

交付対象

NO

建築場所  
・地区計画区域等

移住者以外

NO

建築場所  
・まちなか区域  
・居住誘導区域

同一区域

同一区域(建築場所：まちなか区域・居住誘導区域のみ)に該当

- (現住所<sup>※</sup>→建築地) 同一区域内の移動  
※現住所：3か月以上居住する直近の住所地

YES

特例

特例（下記項目のいずれかに該当）

- 子育て世帯
- 親世帯・子又は孫世帯と同居
- 親世帯・子又は孫世帯と近居（直線300m以内）
- 同一地で建替

NO

YES

交付対象外

交付対象外

交付対象外

交付対象

※各支援制度には、その他にも住宅条件等がありますのでご注意ください。

奨励金計画認定および交付の決定は申請書等の提出書類で審査いたします。